

## アサヒグローバル株式会社及びアサヒグローバル三重株式会社（特定事業者） （住宅の建築工事業を営む事業者）

### 1 特定供給事業者との取引の概要

#### （1）取引の内容

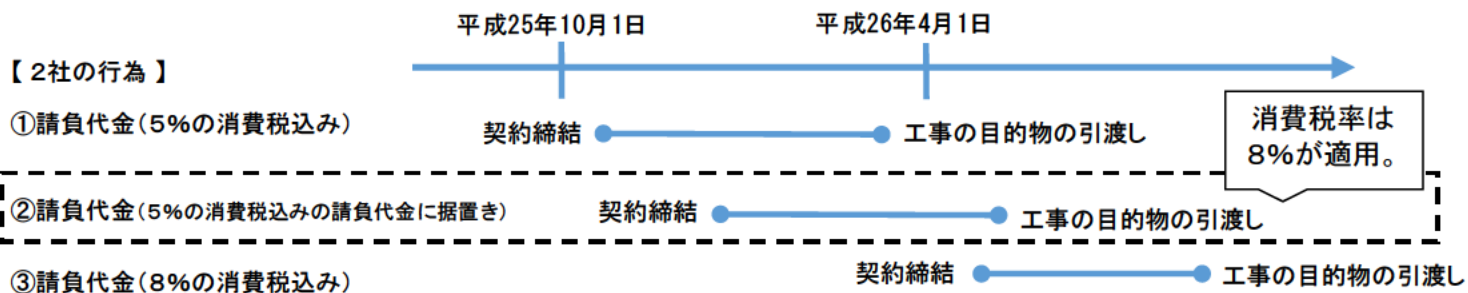
木造住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負取引

#### （2）発注及び請負代金

- アサヒグローバル株式会社及びアサヒグローバル三重株式会社（以下「2社」という。）は、共通の電子受発注システム（以下「EDIシステム」という。）を使用し、特定供給事業者と取引。
- 大工工事等の請負代金は、消費税込みとして定め、EDIシステムに登録。

### 2 請負代金の据置き

2社は、それぞれ、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの期間に請負契約を締結し、平成26年4月1日以後に引渡しを受けた大工工事等の請負代金について、消費税率8%が適用される場所、EDIシステムに登録された請負代金を変更することなく、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。



- 3 2社は、それぞれ、公正取引委員会が調査開始の連絡をした後、平成27年3月12日までに、消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることを特定供給事業者との間で合意し、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を特定供給事業者に対して支払った。

### 勧告の内容

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自らの役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

**大工工事等を請け負う事業者**  
（特定供給事業者 延べ約150事業者）